

令和3年8月10日

愛知県上海産業情報センター

林 秀 幸

一般調査報告書

カーボンニュートラルの実現に向けて



7月16日にスタートした上海環境エネルギー取引所の全国炭素排出権取引市場（出典：新華社）

7月16日、上海環境エネルギー取引所において、全国炭素排出権取引市場の取引が開始されました。これは、中国生態環境部が昨年末に公表した二酸化炭素(CO₂)の重点排出機関リストのうち2,225社の発電関連企業に対し、排出権の割り当てが行われ実施されたものです。今回の対象企業の総炭素排出量は、二酸化炭素40億トン分となり、欧州の約2倍。この取引の開始により、温室効果ガスの取扱い排出量が世界最大の炭素排出権取引市場が誕生したと報じられました。

炭素排出権取引というと少し耳馴染みのない言葉ですが、この制度は、昨今話題の「カーボンニュートラル（CO₂排出実質ゼロ）」の達成に向けた重要な取組の一つです。今回は、中国の脱炭素に向けた取組について報告いたします。

2030年ピークアウト、2060年カーボンニュートラル

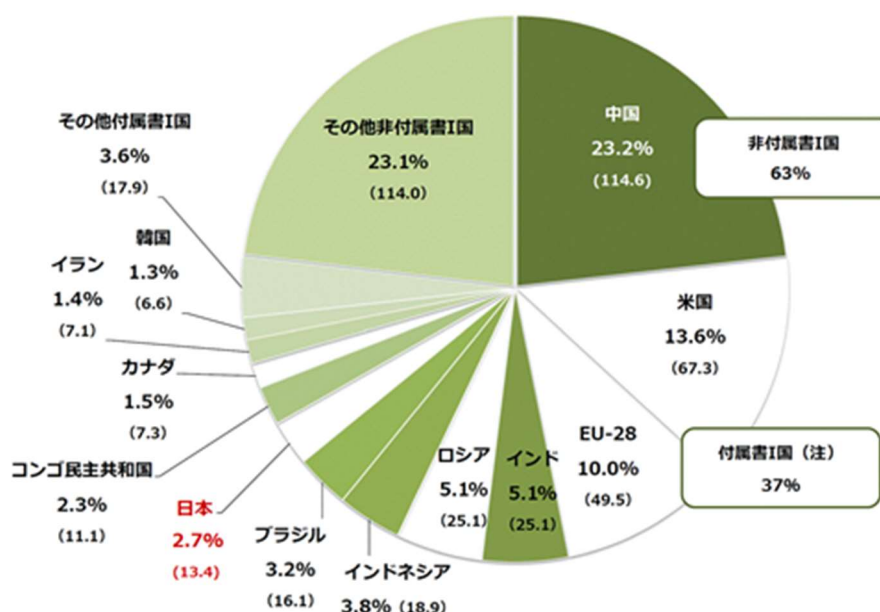
2015年にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」で合意された「パリ協定（2016年発効）」は2020年以降の気候変動問題についての世界的な枠組みを定めました。その内容は、「産業革命以前のレベルと比較して、

世界の平均気温上昇を2℃未満、できれば1.5℃未満に抑えることを目指す」というものです。

これに対し中国は、2020年9月、国連総会の場で「二酸化炭素排出量を2030年までに減少に転じさせ（ピークアウト）、2060年までにカーボンニュートラルを実現するよう努力する」と宣言しました。世界最大のCO2排出国である中国のこうした表明は、当時パリ協定からの離脱を宣言していた米国のトランプ政権との対比もあり、大きな話題となりました。

2021年には、米国はバイデン政権に変わり、再びパリ協定への参加を宣言しました。これにより、米中双方の実際の思惑はどうかあれ、CO2排出大国である両国の参加を受け、世界の温室効果ガス削減に向けた取り組みは大きな前進を始めることになりました。

〈各国別の温室効果ガス排出量シェア〉



(注) 条約によって、排出削減を義務づけられている国のリスト

(出典) CO2 EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION2016 (IEA)・経済産業省資源エネルギー庁

パリ協定では、各国の目標の5年毎の見直しと達成状況の確認が定められています。中国では、5年毎の国民経済の中期目標である第14次五か年計画（2021年～2025年）がパリ協定の目標実現に向けての重要な政策指針となっています。この計画に基づき中国では、今後5年間に単位GDPエネルギー消費量を13.5%削減、単位GDP二酸化炭素排出量を18%削減といった具体的な目標も打ち出されています。また、各省レベルにおいては、目標の実現に向けた更に具体的な政策が進められつつあります。

低炭素社会の実現は社会変革の好機

2030年までにCO2排出のピークアウトを迎えるという目標について、中国はこれを科学技術イノベーションによる社会変革・経済発展の新たなチャンスとして捉えています。低炭素社会の実現に向けた競争力の強化と優位性の確保が、今後の経済政策の重要な鍵になるという考え方です。

このため、2020年10月に発表された第14次五か年計画以降の国内政策には、低炭素社会の実現に向けたあらゆる分野での取組が明示されました。特にエネルギー分野では、化石燃料から非化石燃料への転換として、風力、太陽光などの新エネルギーへの変革、交通、建築、ゴミ排出など、社会の多岐に亘る分野での低炭素化が提唱されています。

とりわけ、自動車の分野では、「新エネルギー車の発展計画(2021～2035年)」において、2025年までに新車販売における新エネルギー車の割合を20%前後に引き上げ、2035年までには新車販売の主流を純EV（電気自動車）とする、といった目標が掲げられており、その急速な変化の到来を告げる計画内容に、自動車業界には大きな衝撃が走りました。

また、2022年の北京冬季五輪の会場では、グリーン建築技術が採用され、11会場すべてにおいてグリーン建築認証を取得し、CO2排出ゼロのスケートリンクなど、低炭素を売りとした会場づくりが進められているといった報道もあります。

さらに中国では、電力の新エネルギーへの転換も積極的に推進されており、青海省では、2021年1月に、太陽光発電が省内最大の電力源になったと報じられたほか、5月に浙江省では、省内最大の洋上風力発電機が稼働を開始したと報道されるなど、国内各地で様々な省エネ・脱炭素の取組が急速に進みつつあります。

市場メカニズムによる炭素排出権取引

現在、中国では2030年のCO2排出量のピークアウト達成に向けた、ありとあらゆる分野での取り組みが始まっていますが、そうした取り組みを数値的に管理する仕組みの一つとして整備されたのが、冒頭に紹介した全国炭素排出権取引市場です。

中国では、ETS（Emissions Trading Scheme）と呼ばれるキャップアンドトレード型排出権取引制度が採用されています。この制度では、対象となる企業（工場）の排出可能総量（キャップ）に対し、排出目標が設定され、「排出権」が割り当てられます。各企業は、期末にその期の排出量に相当する排出権を有している必要があり、もし足らなければ購入し、余ればそれを売却できるという制度です。

この制度の要諦は、いわゆる環境規制を、市場原理にゆだねることで適正な排出量の取引が排出権の需給バランスによって決められるという点です。温室効果ガスの排出規制を経済の中に組み込むことで、ビジネスとして成立させる試みです。

ただ、パリ協定は、各国の温室効果ガスの排出抑制目標値を特に定めてはいません。目標値はあくまで各国の自主的な設定に委ねられています。またその方法についても、国によって対応はバラバラです。化石エネルギーの使用コストを引き上げることで低炭素化を目指す「カーボンプライシング（炭素価格付け）」が脱炭素化に向けた基本的な手段であると考えられていますが、炭素税を導入する国もあれば、ETSを導入する国もあり、ETSに加えて炭素税を補完的に導入するといった考え方もあるようです。

国境を越えた炭素排出権調整に向けて

現在、中国は炭素排出権取引を市場として機能させるための最初の段階に入ったところですが、すでに浙江省では、炭素排出権を担保とした融資が行われたという報道もありました。今後、企業のもつ炭素排出権の価値が市場価格を適正に反映するようになれば、炭素排出権取引市場はさらに拡大し、その重要性を増していくものと思われます。

2020年10月、日本の菅政権は「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。現在、日本においてはカーボンニュートラル実現のための経済的手法については、「一定の方向性をとりまとめ」ている段階ですが、将来的に、国境を越えたCO₂排出権の取引が行われることを想定した場合、自国に炭素排出権取引市場を抱える国が有利となるのではといった意見もあるようです。

現在、EU（欧州連合）や米国においては、炭素国境調整措置（国境炭素税）の検討が進んでいます。7月26日、中国生態環境省の報道官は、EUが導入を目指している国境炭素税について「一方的な措置であり、世界貿易機関(WTO)協定に違反している」として、反対の立場を表明しました。EUへの輸出品の多い中国にとって不利な課税措置となることから発せられた懸念ですが、世界最大のCO₂排出国である中国が今後どのように国境炭素税の議論に関わっていくのか、今後の展開が注目されるところです。

引き続き、状況を注視してまいります。

参考：最近の中国内の主な動き

2021年

7月20日 ・中国政府は、産児制限を超える子どもを産んだ際の罰金制度の廃

止を発表

- ・南京禄口国際空港（南京空港）で清掃員の中にクラスターが発生
- ・中国河南省鄭州市で千年に一度ともいわれる豪雨が発生
- 7月21日 ・中国初のmRNAワクチンが最終段階となる第3相の臨床試験を開始
- 7月25日 ・南京市で発生した感染クラスターが国内各地へ拡大（遼寧省、広東省、四川省など）
- 7月23日 ・習近平国家主席が「農村トイレ革命」推進の重要指示を发出
- 8月 3日 ・トヨタ自動車は、中国の7月新車販売台数が前年同月比2.8%増の17万200台と発表

上海産業情報センターでは、今後も中国の現地情報を提供して参ります。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

上海産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力していますが、その正確性を保証するものではありません。本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。